

別表第1（第3条関係）

事業種目	事業内容	補助事業者	補助対象経費	補助率	補助限度額
かつお商材 企画開発 事業	かつお商材の企画開発を 行う事業	町内に事業所等を有し、かつお 商材を活用した商品の加工販売 に取り組む事業者又は始めよう とする事業者。	かつお商材の商品開発に係る報償費、専門家 旅費、宿泊料（宿泊は素泊りとし、食糧費は 除く。）、交通費（燃料費等の車両関連費を除 く）、消耗品費（事務用品等を除く）、印刷製 本費、広告料、手数料（認証取得等に係るも のに限る）、委託料、使用料、賃借料、原材 料費（試作品の生産に必要なものに限る。）	補助対象 経費の 3分の2 以内	500千円
かつお商材 販路拡大 推進事業	かつお商材を活用した商 品の販路拡大を行う事業	町内に事業所等を有し、かつお 商材を活用した商品の加工販売 に取り組む事業者又は始めよう とする事業者。	かつお商材の販路拡大に係る報償費、専門家 旅費、宿泊料（宿泊は素泊りとし、食糧費は 除く。）、交通費（燃料費等の車両関連費を除 く）、消耗品費（事務用品等を除く）、印刷製 本費、広告料、手数料（認証取得等に係るも のに限る）、委託料、使用料、賃借料、及び 展示会等への参加負担金（売上に掛かる費用 は除く。）	補助対象 経費の 3分の2 以内	500千円
かつお 料理開発 推進事業	かつお又はかつお商材を 活用し、新たな料理メニ ューを開発・販売を行う 事業	町内で飲食店を経営し、かつお 又はかつお商材を活用した料理 の提供をしている事業者又は始 めようとする事業者。	かつお又はかつお商材を使った料理開発に関 連する、原材料費、試作費、印刷製本費（メ ニュー表等）、広告料、手数料（認証取得等 に係るものに限る）、委託費（料理開発AD導 入等）。	補助対象 経費の 3分の2 以内	50千円

- (注1) 本事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費は補助対象外とする。
- (注2) 国、県、その他の公共的団体が実施する補助（助成）制度により補助金（助成金）が交付される事業については補助の対象としない。
- (注3) 商品企画開発・販路拡大推進事業において、軽微なデザイン変更にかかる経費等、経常的経費及び維持経費は補助対象外とする。
- (注4) 中土佐町産業振興事業費補助金と併用して申請することはできない。
- (注5) かつお料理開発推進事業の補助金使用し開発したメニューは、最低半年間はメニューとして販売すること。